

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則案」及び「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針案」に関するパブリックコメントの募集について

平成21年8月1日
＜問い合わせ先＞
自動車交通局旅客課
(内線41-193)

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の成立に伴い、同法を施行するため、国土交通省では、別紙案のとおり、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則」及び「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針」の策定を検討しています。

このため、広く国民の皆様からこの案に対するご意見を以下の要領で募集いたします。皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

- ・「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則案」
- ・「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針案」

2. 意見募集期間

平成21年8月1日（土）～平成21年8月30日（日）（必着）

3. 意見送付方法

別紙の意見提出様式に、氏名、住所、所属（会社名又は所属団体名）、電話番号、電子メールアドレスをご記入の上（又は同等の記載事項を記載したものにより）、以下のいずれかの方法で送付して下さい。

①郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車交通局旅客課 パブリックコメント担当 あて

②電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：ryokaku@mlit.go.jp

国土交通省自動車交通局旅客課 パブリックコメント担当 あて

※電子メールの件名を「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則案等に関するパブリックコメント」としてください。

③FAXの場合

FAX番号：03-5253-1636

国土交通省自動車交通局旅客課 パブリックコメント担当 あて

○留意事項

- ・ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ・ いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめその旨をご了承願います。
- ・ いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめ御了承下さい。